

**令和6年度  
鳥獣フロンターバンク活用促進事業  
利用の手引**

**令和6年6月  
環境省**



## 1. 鳥獣プロデータバンク活用促進事業の概要

鳥獣の保護管理を効果的に進めるためには、専門的知見や技術を有する人材の活用を更に促進していく必要があります。このため環境省では、専門的知見や技術を有する専門家を登録し、地方公共団体等の要請に応じて、登録されている専門家(以下「登録者」とします。)の情報を紹介し、その派遣費用を支援する事業を実施しています。

当該事業の活用促進を目的に、鳥獣保護管理事業や鳥獣被害防止対策を進める地方公共団体、農業・林業団体等が、鳥獣保護管理に関する研修会・講義等を行うため講師等として登録者を招聘する際に、謝金と旅費相当額(上限額あり)を人材登録事業運営事務局(以下「事務局」とします。)から登録者にお支払いする「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」(以下「促進事業」とします。)を実施します。

## 2. 促進事業利用手順

### (1) 全体の流れ

- ① 利用者は、鳥獣保護管理・被害防止を目的とした研修会・講義等において登録者を招聘する活動を実施する際に、活動の目的、対象となる鳥獣、活動地域等に応じた適切な登録者を『鳥獣プロデータバンク』から見つけます。または事務局へ該当する登録者の紹介を依頼します。  
『鳥獣プロデータバンク』登録者一覧のページ  
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1-1/index.html>
- ② 招聘を依頼する登録者を決定した後、『利用申請書』に必要事項を記入し、事務局へ提出します。
- ③ 事務局から登録者に『利用申請書』の内容を伝え、情報提供の可否を尋ねます。
- ④ 登録者から了承を得たのち、事務局から利用者へ登録者の情報(連絡先)を提供します。
- ⑤ 利用者から登録者へ直接連絡し、依頼する活動内容や経費負担等について調整します。促進事業を利用して活動を依頼する場合、登録者にその旨を伝えて了承を得てください。正式に促進事業を利用して活動を実施することが決まり次第、事務局にその旨をご連絡願います。
- ⑥ 活動を実施し、登録者が活動します。
- ⑦ 活動終了後に、利用者が『活動報告書』を事務局へ提出します。
- ⑧ 『活動報告書』の提出を確認次第、事務局から登録者に対し、謝金と旅費相当額の支払いを行います。

# 促進事業利用手順

利用者（地方公共団体、農業・林業団体等）

- ① 『鳥獣プロデータバンク』で検索  
又は事務局へ適切な登録者の紹介を依頼
- ② 招聘する登録者を決定し『利用申請書』を提出

③ 登録者へ連絡

④ 登録者の情報提供

⑤ 講師等の依頼

登録者

⑥ 活動の実施

⑦ 『活動報告書』提出

⑧ 謝金と旅費相当額の支払い

事務局

## (2) 謝金と旅費相当額の対象となる活動について

鳥獣保護管理に関する研修会、講義、技術指導等（Web開催を含みます。）において、登録者が講師・指導者等となる活動を対象としています。

このため、協議会等における助言や執筆依頼等についての活動に対しては、謝金と旅費相当額支払いの対象とはなりません。

## (3) 謝金と旅費相当額の支払い対象人数について

令和6年度の謝金と旅費相当額の支払い対象は、のべ20名分を上限とします。

※謝金と旅費相当額の支払い対象枠の空き状況については、事務局までご連絡ください。

## (4) 謝金と旅費相当額について

利用者から事務局に報告された謝金と旅費相当額を、事務局から登録者へ支払います。謝金と旅費相当額の金額は、利用者と登録者間で調整してください。

### ● 謝金

活動時間1時間につき7,000円。（上限4時間 28,000円）

※活動時間には、研修会・講義等の実施時間と、打合せ・準備時間を含みます。

### ● 旅費相当額

上限27,140円。（交通費・日当・宿泊費を含みます）

※旅費の算出は利用者の規定する方法に則るものとします。

※促進事業の謝金と旅費相当額は所得税の源泉徴収の対象となります。

※活動報告書の提出が確認された後、事務局から登録者へ入金先の確認、謝金と旅費相当額の支払いを行います。そのため、活動報告書は活動実施後速やかに提出してください。

※登録者との調整の結果、謝金と旅費相当額のそれぞれが上限を超える場合、それぞれの超過した額は利用者負担となります。

→別冊のQ & Aもご参照ください。

## (5) 対象期間

令和6年6月17日（月）～令和7年2月28日（金）までに活動を終了し、活動報告書を3月7日（金）までに事務局へ提出した場合、謝金と旅費相当額の支払い対象となります。

なお、この期間外においても、登録者の紹介は可能です。

## (6) 必要提出書類

● 利用申請書（※活動実施前に提出）

● 活動報告書（※活動実施後に提出）

※鳥獣プロデータバンクトップページの「利用するには」からダウンロード可能です。

※提出書類はメール（[chojujinzai@jwrc.or.jp](mailto:chojujinzai@jwrc.or.jp)）にてお送りください。

### 3. 留意事項

- 利用申請書には、申請時点で決定している範囲で構いませんので、登録者へ依頼する活動内容を記載してください。
- 利用者については、事業の趣旨から、鳥獣保護管理に取り組む地方公共団体、農業団体、林業団体等の公益性を有する団体を基本的に想定しています（原則として、個人に対する登録者の紹介、謝金・旅費相当額の支給等はいたしかねます。）。
- 登録者の活動に関する内容及び必要な経費は、利用者と登録者間で直接相談して決めていただきます。
- 事務局から提供する登録者に関する個人情報第三者に提供することは禁止していません。

### 4. お問い合わせ先

令和7年3月31日（月）まで

◎ 鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3-3-7

一般財団法人 自然環境研究センター内

TEL：03（6659）6339

E-Mail：chojujinzai@jwrc.or.jp

令和7年4月1日（火）以降

◎ 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：代表 03（3581）3351

※電話でのお問い合わせは、土・休日を除く平日の午前10時～午後5時半の対応となります。  
メールでのお問い合わせは、土・休日を含み終日受付可能です。